

## 課程博士論文審査報告

提出者 高槻泰郎

題目 近世大坂米市場分析—効率的市場の形成と展開—

審査委員 中林真幸（主査）、大湾秀雄、中村尚史、藤田覚（人文社会系研究科）、松村敏弘

審査委員会 2010年1月27日（水）

口述試験 2010年1月27日（水）

本論文は近世期の大坂および周辺地域の米市場を対象として、効率的な市場経済の形成と取引統治の制度の関わりを分析することを課題としている。論文の構成は以下の通りである。

### 序章

第1章 幕府直轄米市場の形成

第2章 米市場の制度的基礎

第3章 財産権の保護

第4章 大坂米市場の情報効率性

第5章 米市場の連動と統合

第6章 地方米市場の展開

### 終章

序章においては近世期市場経済の理解をめぐる研究史整理の上に、本論文の課題が設定される。著者は近世期における市場経済の発展に関する理解の相違を、研究史上の重要な焦点と位置づける。マルクス経済学に基づく経済史研究は、財の交換において、生産者である農民間の市場を介した商品交換が支配的な位置を占めることはついになく、貢租関係が支配的な、その意味で、資本主義経済の萌芽が見出されるものの封建的支配を打破できなかった社会と考えてきた。一方、1980年代以降に活発に進められた数量経済史研究は、「人々が、最小の費用で最大の効用を獲得しようとする性向を持って経済活動を営む社会」、すなわち経済社会が近世において成立していたことを強調し、そして、貢租関係において交換された財の主要部分を占めた米にあっても、ひとたび領主が年貢として収納した後、大坂を始めとする市場において商品として取引されたことを明らかにした。こうした研究史の状況を踏まえ、著者は数量経済史研究を批判的に継承しつつ、もってマルクスの経済史研究を乗り越えたいとする。

著者によれば、まず第一に、近世の経済成長と近代の経済成長を連続的に捉える視角を提供すべく、近世期に経済社会が成立していたことを強調する数量経済史研究は、それでは近世経済の何が中世経済と異なっていたのか、中世経済と比べて何が近世経済の発展なのかを捉えてはいない。そして第二に、貢租関係が財の交換において重要な位置を占めていたことが事実である以上、貢租関係において国制上は分断されていた在方の米市場と貢

租米市場である大坂市場との関係を明らかにしない限り、貢租関係が市場とは独立に社会関係を支配していたとする、マルクスの経済史学が描いてきた近世社会像を克服したことにはならないとする。

こうした重大な論点が今日まで残されてきた実証上の理由は大きく三つに分けられる。

第一は、従来の数量経済史研究が、市場の存在を実証したのみで、それがいかにして存在しえたのかを明らかにしてこなかったことである。ゲーム理論以前の経済学に基づく数量経済史研究は、市場を成り立たせるために不可欠な取引統治の制度に十分な関心を払わず、それゆえに、封建権力が市場を成り立たせるための制度を創り出してきた過程は関心の中心にはなかった。

第二は、数量的な実証においても、年次米価系列を用いて日本各地の米価が相関していたことを示すに止まっており、高頻度系列による実証を欠いていたことである。中世の交通条件を以てしても1年以内に財が日本各地に運ばれることは容易であったから、年次系列による市場機能の分析は、前近代に市場が存在したことを示すものではあっても、中世に対して近世が達しえた発展を示すものではありえない。

第三には、中央市場と地方市場の関係についても高頻度系列による実証を欠き、また、在方商人の活動に関する経済学的な分析もなされてこなかったことである。

本論文はこうした課題のすべてに答えることを試みたものである。

自由な交換の拡大は厚生を増大させるが、契約の履行を保障する仕組みが備わっていない限り、取引の範囲は極めて限定される。この点に関して、従来の法制史研究における近世史像は悲観的であった。町奉行所における金銀債権債務訴訟の受理を裁量的に制限する「相対済し令」が18世紀以降、江戸でたびたび発令されたからである。しかし、実際には、近世市場経済の中心である大坂において、「相対済し令」は一度も発令されておらず、町奉行所が債権債務関係の統治に責任を負う原則が維持された。特に、米取引において町奉行所の統治機能は一貫して強化されていったのである。

大坂においては、17世紀中後期に米商人の間に自生的な統治の仕組みが形成され、そのことが、券面記載量の米を振り出した蔵屋敷が支払うことを約した証書である米切手の取引市場を拡大させ始めた。18世紀に入ると米商人の組織は幕府によって株仲間の指定を受け、彼らが運営する堂島米会所も幕府の公許を得た（第1章）。

諸藩の蔵屋敷が振り出した米切手が取引される堂島米会所においては、標準取引銘柄である建物米を定めることによって流動性リスクを縮小し、さらに米切手売買の精算を消合場と呼ばれる精算機関に集中することによって取引の履行を担保しようとした。こうして、米切手の現物と先物が活発に取引される、世界最古の商品先物市場が形成されたのである（第2章）。

重要なことは、こうした日常業務を担う株仲間の取引統治が、町奉行所による取引統治と独立に成り立っていたのではなく、それを前提としていたということである。諸藩蔵屋敷の発行量はそれぞれの裁量に委ねられていたが、町奉行所は一貫して米切手所持人の蔵

米請求権を厳格に保護し、米切手市場の拡大を支え続けたのである（第3章）。

大坂米切手市場の効率性については、従来、極めて限定的な評価が与えられてきたが、そうした評価は、いずれも、十分な期間の日次系列を用いることなく導かれたものであった。著者は1798-1864年にわたる日次系列を一次史料から整備し、先行研究において否定された合理的期待仮説の成立が、米切手現物と先物の双方について、すくなくとも前期については確認されることを示すとともに、より緩められた基準である、ユージン・ファーマが定義した情報集合に関する弱効率性は、分析対象期間を通じてその成立を認められることを実証した。日次系列による弱効率性の成立は、現代の証券市場においても決して自明ではなく、その意味で、堂島先物市場は、存在において世界最古であるだけでなく、現代の証券市場の基準に照らしても高度な効率性を実現していたことが示された（第4章）。

効率的に機能する中央市場たる大坂市場において形成された米価格は、地方市場にいかにかに伝播したのか。著者は大津御用米会所に注目する。大津は日本海沿岸諸藩が京都もしくは大坂への供給のために年貢米を廻送する、米流通拠点の一つであった。大津の米商人は、大津御用米会所を管轄する京都町奉行所に対して、大坂町奉行所による取引統治の例に倣って大津においても米切手債権を保護することを求め、京都町奉行所もこれに応えた。このことによって大津米会所も日々活発な取引が行われる市場に成長した。当然のことながら、大津に廻米する諸藩の関心は大坂と京都の米価格にあったが、実際、著者が一次史料から独自に整備した大津市場の日次米価系列は、大坂系列に対して統計的に有意な遅行関係（グレンジャー因果性）を示した。追隨に要する時間は価格情報を運ぶ技術が飛脚から手旗信号に進歩するとともに縮まり、近世後期には、大津米市場価格は1営業日以内に大坂米市場価格の変動を織り込むに至ったのである（第5章）。

こうした実証分析によって、少なくとも、近世経済の中心地である近畿地方においては、町奉行所が取引統治業務を積極的に提供し、そのことによって市場経済が拡大していたことが明らかにされた。しかし、そうした都市部の市場が、町奉行所の管轄外にある農村の経済にいかにかに影響しえたのかは、また別途に解明されるべき課題である。実は第4章、第5章において著者が価格系列を作成するために使用した一次史料は、近江八幡近郊の農家、玉尾家が米取引のために大坂大津両市場の価格を記録した相場帳であった。両市場の価格情報を用いて在方市場に参加していた玉尾家の経営は、幕府司法制度の下に成長しつつあった都市市場と、封建権力による司法業務提供の水準がはるかに低い農村市場との関わりを考察するに格好の素材である。玉尾家の主要業務のひとつは、周辺農民との間の肥料取引であった。敦賀から仕入れた魚肥を農民に販売し、農民からは米現物を代価として受け取り、その米を大津御用米会所で販売する。農民が支払う媒体は米であるが、その量は大津市場の時価によって決まっていたから、米市場の価格変動リスクは農民によって負担されており、その意味で、農民は市場に曝されていた。このように農村と市場との結節点に位置していた玉尾家は、市場の価格変動リスクの下においても再生産を維持できる農家に対しては通常取引を継続する一方、引き受けえなかった農家は、一時的に小作関係の下

に置くなど、市場リスクの調整弁としての機能も果たすことから利益を得ていた。封建権力の司法制度が支える都市の市場経済は農村経済に波及しつつあったのである(第6章)。

国家によって財産権と契約の自由が普遍的に保障され、その下に自由な取引が拡大することが近代的な市場経済の要件であるとするならば、少なくとも、近世経済の中心地である大坂市場はその実質を備えており、それは畿内農村経済にも及ぼうとしていた(終章)。

こうした内容を持つ本論文の意義について、審査委員会は基本的に著者の自己評価を共有している。第3章に代表される実証史学上の達成、そして第4-5章に代表される経済学的な歴史分析の達成は、一次史料の解釈とその解釈に関する実証史学上の技能と、基本的な経済理論ならびに時系列分析に関する理解を合わせ持って初めてなしうるものである。さらにそれらを貫く統一的な歴史像の導出においても、著者の議論は説得的である。

しかし、こうした意義を持つ本論文とはいえ、審査委員会としては、将来の発展への期待も込めて、いくつか残された課題を指摘せざるをえない。

まず、実証面において、本稿が、大坂と江戸の相違に十分な考察を与えていないことが挙げられる。たとえば、米会所設立は実は江戸商人が幕府に提案したものであったが、実現したのは大坂においてであった。「相対済し令」発令の有無に見られる司法制度の強弱の相違と合わせて、なぜそのような違いが生じたのか、大坂と江戸を、その背後にある幕府の司法政策および経済政策の全体のなかに位置づけ直すことが期待される。また、第4章において、合理的期待仮説がなぜ後期において成立しないのか、その理由が明示的には示されていない。さらに6章における玉尾家の分析は、特に、都市市場と農村市場とをつなぐ玉尾家の経営そのものについて、さらなる深化が求められる。魚肥取引が玉尾家の主要業務のひとつであったことに間違いのないとしても、同じく主要業務であった年貢米販売の請負、および庄屋として村請制を維持する役割について踏み込んだ言及が求められる。

また、論理面において、ファーマの弱効率性、すなわち、公的な情報の価格への速やかな反映は、確かにパレート効率的な資源配分が現実社会において達成されるための必要条件の一つであろうが、歴史的な経路として、その条件の成立が満たされ、そして資源配分が改善されるまでの間にいかなる論理的階梯が想定されているのか、具体的には、幕府司法制度の整備と情報効率性の関係、そして情報効率性と資源配分の効率性との関係をどのように理解するのか、本稿では十分に展開されていない。さらに終章において、中世に対する近世の達成に言及する以上は、中世荘園における本所の統治と幕府司法制度による統治との間において何が異なったのかについても、見解を示すべきところであった。

そうした課題を残しつつも、本論文に示された研究成果は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を備えていることを十分に示していると判断される。したがって本審査委員会は全員一致をもって本論文の著者が博士(経済学)の学位を授与されるに値するとの結論を得た。